

新型コロナウイルスワクチン接種に伴う区内店舗支援事業 よくある質問 <Q & A>

制度全般	Q1	「消費者還元サービスを実施すること」とあるが、どのようなことを行うことか？
	A1	<p>ワクチンを接種した65歳以上の方向けに、販売商品の割引や商品に追加でサービス品をつける等の消費者にとってお得な条件で商品の販売を行うことです。</p> <p>例1 《特別価格での商品販売》 販売価格が700円の商品を500円で販売する。 〔差額の200円＝還元金額相当分となります。〕 <注意>還元金額相当分が1,000円までのものを本事業の補助金の対象とします。また、本体の販売価格が無料になる場合は対象外となります。</p> <p>例2 《商品に追加でサービス品を提供》 1,000円以上の商品を購入した方に、300円相当のおまけの品をサービスでつける。 〔サービス商品販売価格(300円)＝還元金額相当分となります。〕 <注意>商品よりも高額なサービス品は補助対象外となります。</p> <p>上記の2つの例と異なる消費者還元サービスについては、補助対象とならない場合がありますので、店舗向けコールセンターまで事前相談をお願いします。</p>
制度全般	Q2	補助対象経費の「消費者還元金額相当に当たる費用」とは？
	A2	<ul style="list-style-type: none"> ・商品の割引販売をした場合の、商品定価と割引後価格との差額のことで。 ・サービス品を追加でつけた場合は、そのサービス品の価格のことで。 <p>例1 《特別価格での商品販売》「通常の販売価格が700円の商品を500円で販売し、1日10個、30日間提供した場合」 ○700円(通常価格) - 500円(特別価格) = 差額の200円が還元金額相当分 →200円×10個×30日間=60,000円が補助金額となります。</p> <p>例2 《商品に追加でサービス品を提供》「1,000円以上の商品を購入した方に、300円相当のおまけの品をサービスでつけ、1日10個30日間提供した場合」 →300円×10個×30日=90,000円が補助金額になります。</p> <p>例3 《例1(特別価格での商品の提供)と例2(サービス品を提供)を両方実施した場合》 ○例1の補助金額合計60,000円+例2の補助金額合計90,000円=150,000円 →10万円が補助金の上限のため、実績額が15万円でも補助金額は10万円となります。</p>
補助対象要件	Q3	本社は文京区外にあるが、店舗を文京区内に2つ持っている。対象になるか？
	A3	店舗が文京区内にあれば対象になります。また、要件を満たしていれば、店舗ごとに申請が可能です。(※申請は1店舗1回のみ)

新型コロナウイルスワクチン接種に伴う区内店舗支援事業 よくある質問 <Q & A>

補助対象要件	Q 4	どのような業態の店舗が対象となるのか？
	A 4	<p>区内において、小売、飲食、その他生活に必要なサービス等を消費者向けに提供している店舗が対象となります。</p> <p>【対象店舗例】 (小売店舗) 食料品店、お弁当屋、和菓子・洋菓子店、酒屋、衣料品店、本屋、文房具屋、雑貨屋 など (飲食店舗) 飲食店、居酒屋、カフェ、喫茶店 など (生活に必要なサービスを提供する店舗) 理髪店、美容院、クリーニング店 など</p> <p>自店舗が対象となるかご不明の場合は、店舗向けコールセンターへ問い合わせください。</p>
補助対象要件	Q 5	通販のみの営業形態の場合は対象となるか？
	A 5	<p>通販のみの営業形態の場合は対象外です。</p> <p>今回の補助金は、65歳以上のワクチン接種者に対して行う消費者還元サービスが対象のため、自店舗で対面販売を行っていることが要件となります。</p>
補助対象要件	Q 6	別途実施しているテイクアウト・デリバリー支援事業補助金に申請した店舗は、今回の補助金の対象となるか？
	A 6	<p>対象となります(※申請は1店舗1回のみ)が、テイクアウト・デリバリー支援事業とは申請手続き、補助対象経費等が異なりますので、ご注意ください。</p>
消費者還元サービス	Q 7	<p>全ての商品について割引等の消費者還元サービスを行う必要があるか？ また、商品が多く事業計画書に書ききれない場合はどうすればよいか？</p>
	A 7	<p>割引等の消費者還元サービスの実施が一部商品のみでも補助対象となります。サービス対象の商品が多く、『事業計画書(別記第2号様式)』に書ききれない場合は、事業計画書を複数枚使用していただくか、別紙として商品一覧をまとめてご提出ください。</p>
消費者還元サービス	Q 8	<p>店内全商品を定価の20%引きとしたいが、様式第2号「事業計画書」にはどのように記載すればよいか？</p>
	A 8	<p>商品全品●●%オフなど、幅広い商品を割引する場合、「商品を特別価格で提供する場合」に該当しますが、メニュー数が多く記載が難しくなるため、『【記入例】事業計画書(別記第2号様式)【全品割引の場合】』を確認いただき、記載例を参考に記載してください。</p> <p>※各商品の割引額は、1,000円以内までが補助金の対象となります。</p> <p>※実績報告時には、個々の商品の売上実績が分かる書類(個々の商品の価格、売上個数が把握できるもの)の提出が必要となりますので、日ごとの商品の売上管理をしていただくようお願いします。</p>

新型コロナウイルスワクチン接種に伴う区内店舗支援事業 よくある質問 <Q & A>

消費者還元 サービス	Q 9	特別価格で販売する商品を購入したお客様に、さらに追加でサービス品を提供することは可能か？また、この場合サービス品の価格上限はどのように考えればよいか？
	A 9	《①特別価格での商品販売》と《②商品に追加でサービス品を提供》の併用は可能です。その場合、下記例のようなサービス内容が対象となります。 例：①通常の販売価格が 700 円の商品を 500 円で販売し、②さらにこの商品の購入者にサービス品をつける場合 →①の割引後の価格となる 500 円以内の品を②のサービス品として提供する場合、補助金の対象となります。
消費者還元 サービス	Q 1 0	お客様へのクーポン券の配布やポイントの付加も対象になるか？
	A 1 0	今回の支援補助金は、消費者にその場で即還元されるサービスを対象としますので、クーポン券やポイントの付加については対象となりません。
消費者還元 サービス	Q 1 1	消費者還元サービスをワクチン接種者に対してどのように周知すればよいか？
	A 1 1	参加決定店舗宛てに、区から店舗掲示用のポスターを送付します。このポスターに店舗のサービス内容・期間等を記入し、必ず店舗に掲示してください。 商品割引を行う場合は、商品の定価と割引後の価格が分かるように周知してください。サービス品を提供する場合は、サービス品の内容、提供方法を具体的に周知してください。 また、事務局にて、区内店舗紹介サイト「文京ソコヂカラ」内特設ページに、サービス内容・期間・店舗基本情報等を掲載し、広く周知いたします。 各店舗の広報ツール(SNS 等)でも事業やサービスの宣伝をしていただくようお願いいたします。「文京ソコヂカラ」Facebook では事業や店舗紹介も行いますので、ページ・記事のフォローやシェアにご協力ください。
消費者還元 サービス	Q 1 2	来店者が 6 5 歳以上のワクチン接種済みであることをどのように確認すればよいか？
	A 1 2	来店者が持参する「ワクチン接種済証」を提示してもらい、6 5 歳以上でワクチン接種を 2 回受けた方であることを確認してください。確認のしかたでご不明な点がありましたら、店舗向けコールセンターへお問い合わせください。
消費者還元 サービス	Q 1 3	来店者が 6 5 歳以上のワクチン接種済みであることの確認については、「ワクチンパスポート」の提示が必要か？
	A 1 3	「ワクチンパスポート」の提示は必要ありません。「ワクチン接種済証」の提示・確認でかまいません。

新型コロナウイルスワクチン接種に伴う区内店舗支援事業 よくある質問 <Q & A>

消費者還元サービス	Q 1 4	ワクチン接種済みの64歳以下の方へのサービスも併せて実施したいが、対象となるのか？
	A 1 4	各店舗のご判断で64歳以下の方に同内容のサービスを実施することは問題ありませんが、今回の補助金の対象となる経費は、65歳以上のワクチン接種済みの方へのサービス分のみとなります。
消費者還元サービス	Q 1 5	消費者還元サービスの実施後に、補助金を申請できるか？
	A 1 5	サービス実施後の申請では補助金の対象とはなりません。 消費者還元サービスの実施に当たっては、事前の申請が必要です。サービス開始の2週間前までに申請書類を提出いただき、区にて申請内容を確認の上、交付を決定したのちに、サービスを開始してください。 【手続きの流れ】 ①参加申し込み（申請書類の提出） ②参加決定・特設サイトにサービス内容掲載 ③消費者還元サービスの実施 ④実績報告書類提出、補助金支給
消費者還元サービス	Q 1 6	消費者還元サービスの実施期間は自由に設定できるか？
	A 1 6	消費者還元サービスは、令和3年8月16日から9月30日までの期間中に実施してください。 なお、消費者の利便性も鑑みて、1か月程度継続できるようなサービス内容を計画していただきますよう、お願いいたします。
消費者還元サービス	Q 1 7	事業参加決定後に、サービス内容・サービス期間を変更してもよいか？また、売上額が補助金上限の10万円に達したためサービスを急遽終了することは可能か。
	A 1 7	可能です。参加決定後にサービス内容・実施期間を変更する場合、又は予定より早くサービスを終了する場合は、必ず事前に店舗向けコールセンターへお知らせください。「文京ソコヂカラ」の掲載情報を事務局で修正します。 店舗掲示用ポスター等の記載内容修正は各店舗様にてお願いします。
消費者還元サービス	Q 1 8	飲食店を営んでいるが、テイクアウトサービスも実施している。店内メニューの割引、テイクアウトメニューの割引、それぞれ補助対象となるのか。
	A 1 8	店内メニューの割引、テイクアウトメニューの割引ともに補助対象となります。

新型コロナウイルスワクチン接種に伴う区内店舗支援事業 よくある質問 <Q & A>

消費者還元 サービス	Q 1 9	飲食店を営んでおり、店内メニューの割引を計画していたが、サービス実施中に緊急事態措置等による休業・営業時間短縮の要請が出たため、テイクアウトメニューの割引に変更することは可能か。
	A 1 9	サービス開始後に緊急事態措置等による休業・営業時間短縮の要請を受けて、サービス内容を変更することは可能です。変更する場合は、必ず事前に店舗向けコールセンターへお知らせください。 店舗掲示用ポスター等の記載内容修正は各店舗様にてお願いします。
補助対象 経費等	Q 2 0	飲食店を営んでいるが、容器等の消耗品購入経費を申請できるか？
	A 2 0	本事業は、現在別途実施中の「飲食店テイクアウト・デリバリー支援事業」とは別の事業のため、容器等の消耗品購入経費は対象となりません。 「飲食店テイクアウト・デリバリー支援事業」についての問い合わせは、03-6704-5529（平日9時30分～17時）へ問い合わせください。
その他	Q 2 1	申請書類を紙でもらいたいが、郵送してもらえるか？
	A 2 1	申請書類をご希望の方は、郵送で希望の住所へお送りしますので、店舗向けコールセンターへお電話ください。